

1 愛知県災害廃棄物処理計画の策定

本地域では、南海トラフ全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%程度と予測されており、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況です。また、近年、気候変動に伴う強い台風や集中豪雨の増加により、河川氾濫や土砂災害等といったリスクも高まっています。

一度、大規模災害が発生すると、大量の災害廃棄物が発生し、生活環境の悪化、復旧・復興の遅れへとつながりかねない事態に陥ることとなり、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓からも、被害が発生してからではなく事前に対策を講じておくことが重要となっています。

本県は、三大都市圏の一つである中京圏の中核を成し、人口規模は全国第4位、製造品出荷額等が38年連続で全国一の産業県であるとともに、交通の要衝であることから、災害発生時に本県が

被る被害が日本全体にもたらす影響も大きいと考えられます。このため、本県には災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行い、生活及び産業活動の早期復旧・復興を果し、いち早く立ち上がり、復興の要となることが求められます。

このような背景を踏まえ、本県での災害発生後において、早期の復旧・復興を果せるよう、災害発生時の廃棄物を迅速かつ適正に処理するための「愛知県災害廃棄物処理計画」を、平成28年10月31日に策定しました。

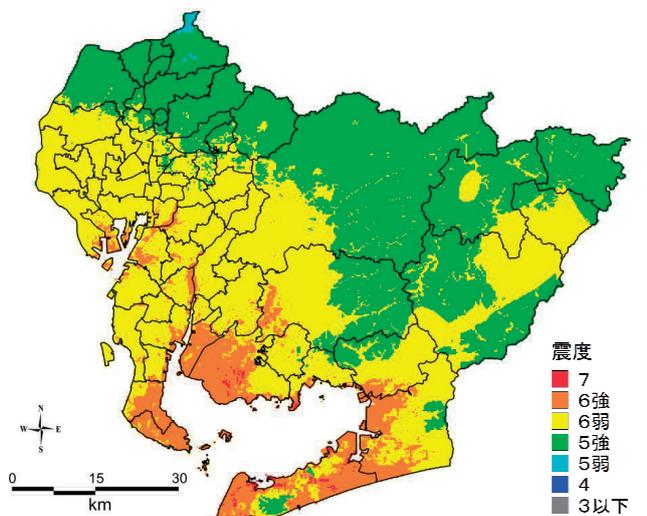
2 計画の概要

本計画は南海トラフ地震の「過去地震最大モデル」により想定される被害を基にして、発災前の業務、発災後の応急対策、復旧・復興対策等に必要事項について、本県及び県内市町村等における災害廃棄物対策の基本的な考え方や方向性をとりまとめたものです。

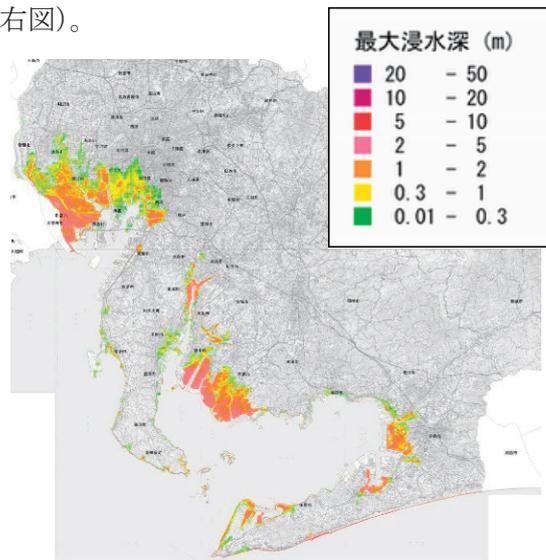
過去地震最大モデル

南海トラフ地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルであり、広い範囲に渡り震度6強以上の強い揺れが想定される（左図）。

堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯等の広い範囲で浸水する想定となる。浸水想定域（浸水深1cm以上）は約26,500haと想定される（右図）。



想定震度分布（防災局調べ）



想定浸水深分布（防災局調べ）

3 災害廃棄物の種類

本計画で対象とする廃棄物は、①避難所等から発生するごみやし尿といった「被災者の生活に伴う廃棄物」と、②災害により壊れた家財道具や損

壊した家屋等から生ずる「災害によって発生する廃棄物等」とし、それぞれ処理スケジュールを定めています。

【廃棄物の種類と処理スケジュール】

廃棄物		処理スケジュール
被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、し尿	発災の翌日にはし尿の収集運搬を、3～4日後には避難所ごみの収集運搬を開始する。
災害によって発生する廃棄物等	可燃物、不燃物、木くず、コンクリートがら、金属くず、処理困難な廃棄物※、津波堆積物	災害の規模や被害の状況を踏まえつつ、可能な限り早期の処理を目指す。(大規模災害時には概ね3年以内)

※有害廃棄物、腐敗性廃棄物、廃家電、廃自動車、廃船舶等

4 災害廃棄物処理の基本方針

災害発生後の県民の生活環境の保全に向けて、本計画では、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための基本的な方針として、①県内の市町村に

よる連携、②分別・選別の徹底及び再資源化の促進、③民間事業者との連携という三つの柱を掲げました。

【災害廃棄物処理の基本方針】

■県内の市町村による連携

災害廃棄物は、一度に大量の発生が見込まれ、単独の市町村では対応が困難なことが想定されるため、内陸部と沿岸部の市町村が連携した地域ブロック（尾張・西三河・東三河）により、速やかな処理を実施します。



市町村との連携（担当会議）

■分別・選別の徹底及び再資源化の促進

大量の災害廃棄物に対し、発生段階から分別、仮置場での選別の徹底及び再資源化の促進により、最終処分量の低減を図ります。

■民間事業者との連携

災害廃棄物の処理に当たっては、市町村自らによる処理や一般廃棄物処理業者の活用に加えて、産業廃棄物処理業者や建設業者など幅広い民間事業者の力を最大限活用して、迅速な処理を目指します。

5 各主体の役割・連携

(1) 市町村の役割

災害廃棄物は原則として一般廃棄物であるた

め、市町村がその処理の責任を担うこととなります。

そのため、市町村は、災害時に域内の廃棄物を

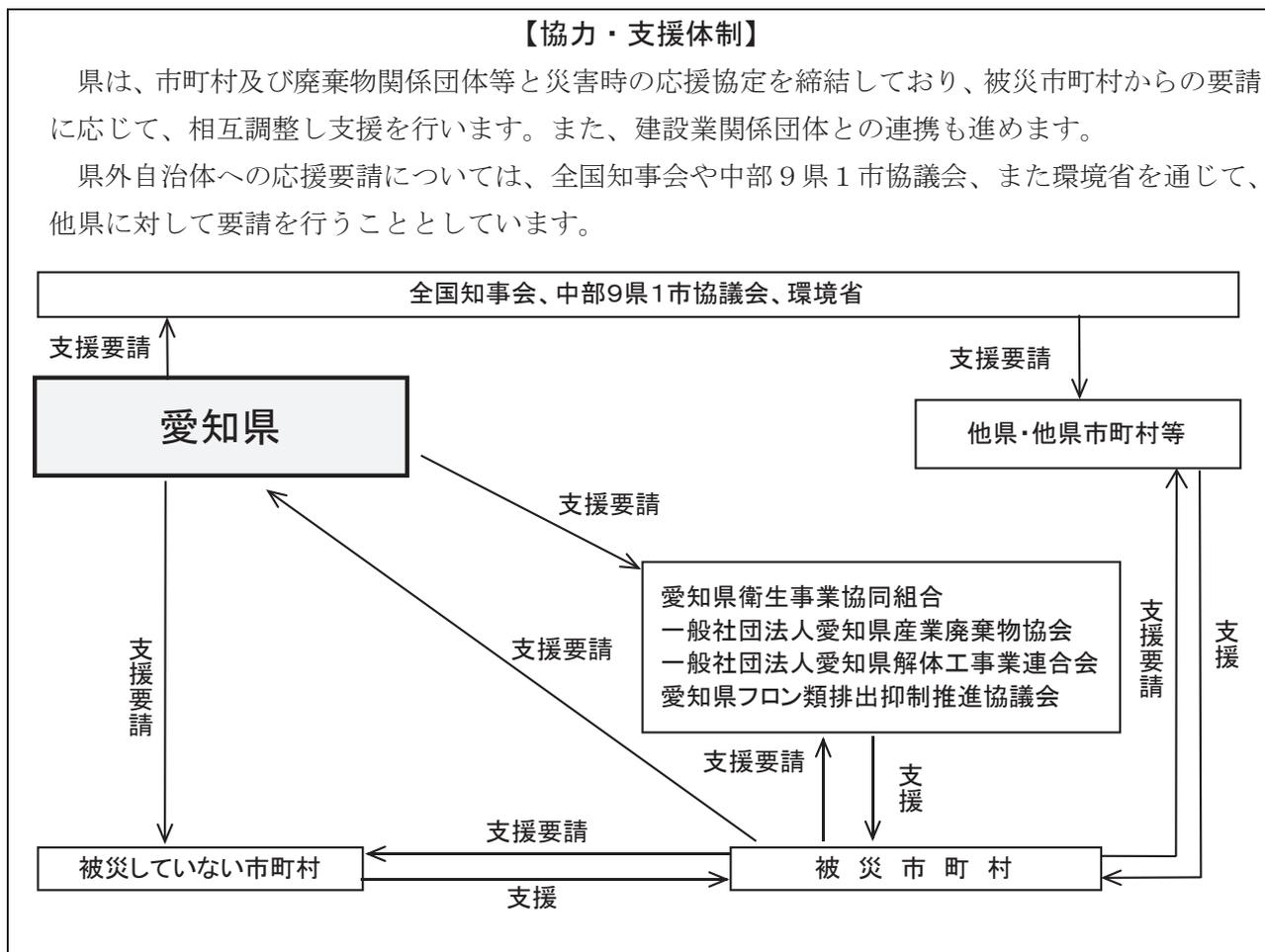
迅速かつ適正に処理が行える体制を整備する必要があります。また、災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、本計画と整合を図った市町村災害廃棄物処理計画を作成することとしています。

(2) 本県の役割

本県は、市町村に対して災害廃棄物対策に係る情報提供や技術的支援を行い、市町村における災

害廃棄物対策を促進するとともに、市町村及び民間事業者団体、他県、国との間で協議・調整を行い、広域的な協力・支援体制を整備します。

また、甚大な被害を受けた市町村が、自らのみでは災害廃棄物処理行政を遂行することが困難な場合には、県は市町村から事務の一部を受託し、県が災害廃棄物の処理を行う場合があります。



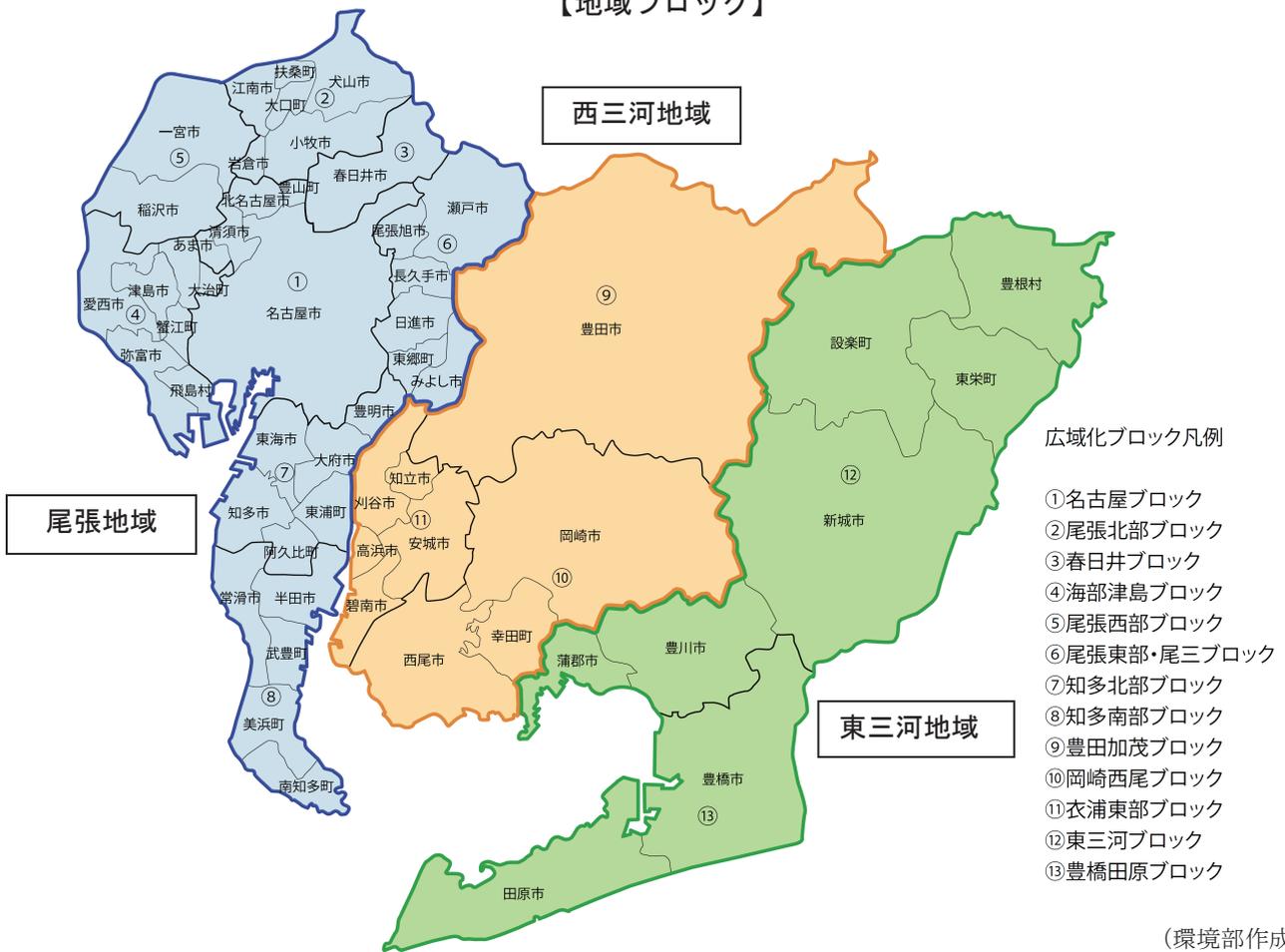
(3) 地域間連携

災害時に大量に発生する廃棄物について、できる限り速やかに対応するため、事前に地域ブロック分け（尾張地域、西三河地域、東三河地域）を行い、発災前及び発災後における市町村間の連携を促進していきます。

地域間連携の考え方としては、まずは、被災市

町村の自助努力をベースに、愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づく13の広域化ブロック内での連携を推進します。次に、必要に応じて尾張、西三河、東三河の三つの地域ブロックごとに連携を拡大し、さらには、地域ブロック間での協力や県外との広域による連携を検討・展開していきます。

【地域ブロック】



6 災害廃棄物処理対策

(1) 被災者の生活に伴う廃棄物

ア ごみ

被災者の避難所への移動により、発災1週間後では生活ごみの約1割に当たる避難所ごみの発生が見込まれます。また、家庭からの粗大ごみの排出が増加します。このため、市町村は、災害時の収集体制の組み直し方法や、収集車両や処理施設が不足する場合の依頼先について、事前に整理しておくことで、発災3～4日後には避難所ごみの収集を開始することとしています。

【推計発生量】 (単位：t/日)

区分	発災前	発災1週間後
生活ごみ	5,700	5,100
避難所ごみ	—	600
合計	5,700	5,700

イ し尿

避難所や公園等に仮設トイレが設置されるため、発災1週間後では発災前の約10倍程度の汲み取りし尿の発生が見込まれます。このため、通常時には浄化槽汚泥を収集している車両(バキュームカー)の協力が得られる体制づくりや、処理施設等が不足する場合の依頼先について事前に整理しておくことで、発災の翌日から順次汲み取りし尿を回収することとしています。

【推計発生量】 (単位：k1/日)

区分	発災前	発災1週間後
汲み取りし尿	360	2,600～4,800

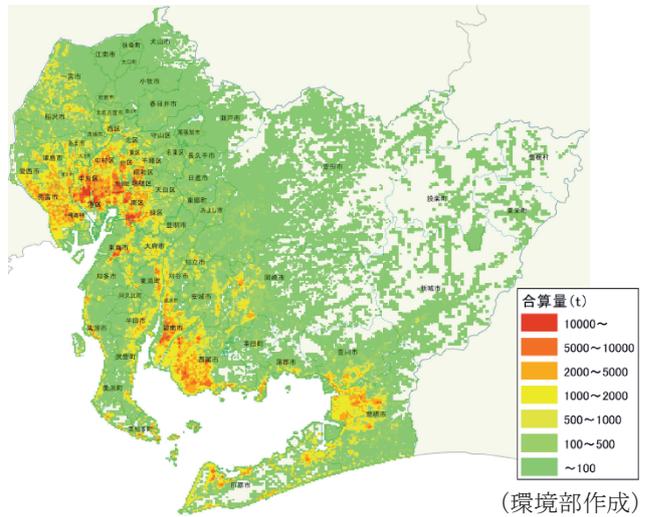
(2) 災害によって発生する廃棄物等

南海トラフ地震により、本県のごみ総排出量の約10年分に当たる2,709万t(災害廃棄物2,062

万 t、津波堆積物 647 万 t) という多量の災害廃棄物等の発生が見込まれます。

【災害廃棄物等推計発生量】 (単位：万 t)

区分	災害廃棄物	津波堆積物	合計
尾張地域	1,272	373	1,645
西三河地域	471	168	639
東三河地域	319	106	425
合計	2,062	647	2,709



こうした廃棄物は、まず速やかに生活圏から廃棄物の一時保管等を行う仮置場への撤去を行う必要があります。このため、市町村における仮置場候補地の確保を進めていきます。

また、災害廃棄物の円滑な処理を進めるために、発生段階からできる限り分別収集を行うとともに、仮置場での選別・再資源化を徹底し、発生量の約8割をリサイクルすることとしています。

どうしても処理しなければいけない可燃物や不燃物については、既存の廃棄物処理施設を最大

限活用するとともに、仮設焼却炉の設置や県外広域処理の要請等により対処し、概ね3年以内の処理完了を目指します。

7 計画の推進

今後、県内市町村では災害廃棄物処理計画を平成30年度までに策定する予定です。本県はその支援を行うとともに、災害を想定した実践的な訓練、職員や関係者の人材育成等を進めることにより、災害が発生した際にできる限り迅速に対応できるように、事前の備えを進めていきます。

【県全域における処理フロー】

